

長野市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成24年10月12日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	轟		光	昌
同	松	木	茂	盛
同	高	野	正	晴

## 措置の通知書

平成 24 年度 定期監査（前期）（24 監査第 45 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p><b>2 収入事務</b></p> <p><b>収納料金の払込みを適正に行うべきもの</b> （報告書 2 ページ）</p> <p>ア コピー使用料及び私用電話料について、複数月分をまとめ金融機関等へ払込みを行っていた。</p> <p>長野市会計事務の手引によると、コピー使用料及び私用電話料については、1 か月ごとに調定し金融機関等へ払い込むこととされている。手引に基づき適正な収納事務をされたい。</p> <p>（芹田支所・加茂小学校・裾花小学校）</p> <p>イ 成人学校の受講料について、数日から数週間分をまとめ金融機関等へ払込みを行っていた。</p> <p>長野市財務規則によると、収納した現金は速やかに金融機関等へ払い込まなければならないとされている。規則に基づき適正な収納事務を徹底されたい。</p> <p>（若穂公民館）</p>	<p>私用電話料を複数月分まとめて払い込んでいたことについては、職員が確認を行うことを失念したことが原因であるため、「複数の職員によるチェックを行い、毎月払込みを行うこと」を職員会議の中で確認徹底することにより改善を図った。</p> <p>（加茂小学校・裾花小学校）</p> <p>平成 24 年 8 月 31 日開催の長野市学校事務研究会において、全小中学校の事務職員に対し、事務上の注意点として、収納料金の適正な管理について徹底を行った。</p> <p>また、9 月 12 日に加茂小学校に対し、同月 13 日に裾花小学校に対し、受払簿と現金、銀行への払込み状況につき複数の職員で確認すること、今後同じミスを繰り返さないことを指導した。</p> <p>（学校教育課）</p> <p>成人学校の受講料の払込みについては、日々の業務に追われ、まとめてしまったことが原因であったため、指摘以降は、規則に則り、まとめずに受講料の発生の都度払い込むこととし、平成 24 年 6 月 1 日より改善を図った。</p> <p>（若穂公民館）</p>

## 措置の通知書

平成 24 年度 定期監査（前期）（24 監査第 45 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>3 支出事務</b></p> <p><b>(1) 補助金の取扱いを適切に行うべきもの</b> (報告書 2 ページ)</p> <p>小中学校図書館運営費補助金の交付対象は、学校図書館職員の賃金であり、原則、学校は図書館職員に毎月支払うこととされている。</p> <p>学校教育課から学校へ 4 月 20 日に補助金が交付されたが、図書館職員へ実際に支払われたのは 5 月中旬で、4 月・5 月分をまとめて支払いを行っていた。</p> <p>交付された補助金については、速やかな事務処理に努められたい。</p> <p>(若穂中学校)</p> <p><b>(2) 郵便切手等の管理を適切に行うべきもの</b> (報告書 3 ページ)</p> <p>各所属で使用する郵便切手について、保管枚数と受払簿が一致していないものが見受けられた。切手等は金券であるので、適切に管理されたい。</p> <p>(若穂支所・広徳中学校)</p>	<p>賃金のまとめ払いについては、賃金の支払いに関する学校の認識の甘さが原因であったため、当月分の賃金は当月中に支払うよう学校内で徹底することにより改善を図った。</p> <p>(若穂中学校)</p> <p>若穂中学校に対しては、当月分の賃金は当月中に支払うよう、平成 24 年 9 月 13 日に指導し、徹底を図った。</p> <p>また、平成 25 年度の補助金交付に当たっては、当月分の賃金は当月中に支払うよう通知中に記載することにより、全小中学校に対し徹底を図ることとした。</p> <p>(学校教育課)</p> <p>郵便切手の保管枚数と受払簿の不一致については、切手管理のチェック体制が甘く、切手受払簿に記入するのを忘れていたのが原因であったため、切手を使用する際は必ず受払簿へ記入し、複数の職員が確認するよう徹底することで改善を図った。</p> <p>(広徳中学校)</p> <p>平成 24 年 8 月 31 日開催の長野市学校事務研究会において、全小中学校の事務職員に対し、事務上の注意点として、郵便切手の管理は受払簿を用いて行い、複数の職員での確認を徹底することを指導した。</p> <p>広徳中学校に対しては、指摘事項の原因は、受払簿への記載漏れであり、保管枚数と台帳の整合性について再度確認後受払簿を整備し改善したことを 9 月 13 日に確認した。</p> <p>(学校教育課)</p>

## 措置の通知書

平成 24 年度 定期監査（前期）（24 監査第 45 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>4 財産管理事務</b> <b>物品等の管理を適正に行うべきもの</b> (報告書 3 ページ)</p> <p>物品等について、財務規則に規定されている不用決定の決裁及び備品使用簿(備品台帳)の取消手続きがされないまま廃棄されていた。</p> <p>長野市財務規則、長野市会計事務の手引に基づき適正に管理されたい。また、会計年度末に行う重要物品等の現在高調査を確実に実施されたい。</p> <p>(加茂小学校・若穂中学校)</p>	<p>指摘を受けた備品については、職員が備品台帳上の取消手続きを失念していたことが原因であり、平成 24 年 9 月 19 日に不用決定の決裁を受け、事務処理を終了した。その他の備品については、9 月中に備品台帳との照合を完了した。12 月中には備品シールの貼付、不用な備品の廃棄等の管理について、適正な状態への改善を完了する予定である。</p> <p>(加茂小学校)</p> <p>指摘を受けた備品については、職員が備品台帳上の取消手続きを失念していたことが原因であり、平成 24 年 6 月 6 日に不用決定の決裁を受け、事務処理を終了した。その他の備品のうち、30 万円以上のものについては、6 月中にすべて台帳と照合し、問題ないことを確認した。その他の備品についても、現在確認中であり、今年度中にすべての確認が終了する予定である。</p> <p>(若穂中学校)</p> <p>平成 24 年 8 月 31 日開催の長野市学校事務研究会において、全小中学校の事務職員に対し、事務上の注意点として、備品台帳の整備、備品の適正な管理について徹底を行った。</p> <p>また、9 月 12 日に両校に対し、指摘を受けた備品の処理が完了し又は早期に完了させる旨を確認し、備品台帳の整備を進めるよう指導した。</p> <p>(学校教育課)</p>